

第6回 自動車検査証の電子化に関する検討会 議事概要

1. 日 時：平成31年3月8日（金）16時00分～17時30分
2. 場 所：TKP東京駅大手町カンファレンスセンター 22階 ホール22E
3. 出席者：石田委員、大山委員、坂委員、関委員、青山委員、荒岡委員、安藤委員、岡安委員、久保田委員、木場委員、島崎委員、徳永委員、中山委員代理（堀内委員欠席）、三上委員、武藤委員、和辻委員、奥田委員、大嶋委員代理（蔭山委員欠席）、林委員、平木委員
4. 議事（概要）

(1) 事務局から資料1に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

（委員からの主な意見）

- ICカードの印刷について、現状の紙での発行と比べて発行までの時間が増えてしまい、運用上の影響が大きいことが想定される。OSSでは、既に審査完了となっていることが前提で出頭しているため、日本自動車販売協会連合会等の書き換えの権限をもった組織において実施できるようになれば、その印刷の待ち時間が削減され、さらに支局に出頭することが不要となるため、検討いただけないか。
- 書き込みの指示はMOTASの営業時間中に限られる制度と理解しているが、指定工場が営業している休日でも書き換えができないのか、という要望が出てくると思われる。また処理が集中すると速度に影響が出てくる恐れもあり、ユーザーの利便性や費用対効果の観点から効率的な業務フローを考えていただきたい。
- ICカードの導入当初に、カード総数1千万程度を作ろうとすると、工場で5メートル程度の1ラインがフル稼働で必要となる。券面印刷は大きなシートで印刷するのではなく、カード一枚ずつ印刷するため時間がかかる。運輸支局で全て券面印刷を行うのは難しいのではないか。
- 取り締まりの現場では、車を止めて安全を確認してから車検証を確認しているのですが、ICカードの読取時間に数秒程度要すること自体には問題はないが、確認すべき事項が券面に記載されることが望ましい。

(2) 事務局から資料2、3に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

（委員からの主な意見）

- 車検証電子化に伴う法律改正の施行時期と軽自動車側の関連について道路運送車両法改正案の中でどのような規定をされたかご説明いただきたい。

事務局：登録車は改正法の公布から起算して4年を越えない範囲内で施行するが、軽自動車については、登録車の施行日から更に1年6カ月を越えない範囲内で施行することとされている。

(3) 事務局から資料4に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

(委員からの主な意見)

- マイナンバーカードは、保険証、処方箋、クレジットカード機能との紐づけを検討しており、病院に行ったときは保険証、薬局に行くと薬をもらうときは処方箋、支払うときはクレジットカードとして、一連の処理をアプリケーションの追加なしでマイナンバーカードのみで行えることを目指している。車検証についても、同様に、サーバー側の管理だけで様々なサービスを展開できる可能性があるため、そのような発展性を検討いただきたい。
- 技術的検討において、セキュリティは非常に重要であり、電子化を実装して利便性を上げる、という点も大事である。その上で社会的な基盤となり得るものとしてどう活用できるかということについて4月以降に議論していきたい。

(4) 全体について意見交換を行った。

(委員からの主な意見)

- 今回の仕組みを24時間稼働や休日稼働させたいという要望があるが、記録等事務代行者が券面印刷できなければ、休み明けに支局への出頭が発生する。印刷速度の課題や、端末側の設備的コストもふまえ、記録等事務代行者が券面の印刷をできるか否かは、4月以降に検討するべきではないかと考える。
- システムの新たな構築、ICカードの導入はコスト増になるため、ユーザーにとってのメリットを高めることを追求していく必要がある。その中で休日稼働や新車新規の手続きといったテーマも今後の課題と考えられる。印刷の速度に加え、業務フローの改善や情報の利活用といったところで、今後、ユーザーのメリットを高める検討を行っていただきたい。

以上